

(仮) 飛騨市障がいのある人もない人も あんきに暮らせるまちづくり条例（骨子案）

前文

私たちのまち飛騨市は、美しい山河につつまれて、豊かな歴史と伝統を誇り、文化が薫る、活力とやすらぎのまちをめざしている。しかし、周囲の理解不足や偏見の他、障がいへの配慮が十分でない仕組みや慣習といった社会的障壁により生きづらさや差別を感じるという状況が認められる。

誰もがあんきに暮らし続けられるまちづくりを進めていくためには、私たち一人ひとりの個性を認め合い、ひとりの不安を一人だけの不安とせず、障がいの特性や社会的障壁を取り除く必要性に対する理解を深めながら、市、市内で暮らす人や活動する人々、事業者が互いに協力し、様々な場において障がいの特性に応じた適切な配慮に努めることが必要である。

ここに、障がいを理由とする差別をなくすとともに、障がいのある人もない人も互いの人権や尊厳を大切にし、相互に尊重し合いながら、住み慣れた地域で「あんきに暮らせるまち飛騨市」の実現を目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

第1条（目的）

- ・誰もがあんきに暮らせるまちづくりの推進について、基本理念を定め、共生社会を実現する。

第2条（定義）

- ・「障がいのある人」、「市民」、「市民活動団体」、「事業者」、「社会的障壁」、「障がいを理由とする差別」、「障がいを理由とする不当な差別的取り扱い」、「合理的な配慮の提供」の定義

第3条（基本理念）

- ・誰もがあんきに暮らせるまちづくりの推進に対する基本的な考え方
 - ①基本的人権を享有する個人として尊重
 - ②社会的障壁の除去のための環境整備
 - ③言語その他の意思疎通のための手段選択の確保と情報の取得等の手段の拡大
 - ④あらゆる分野の活動に参加する機会の確保と、自立や社会参加の促進及び福祉の向上に関する施策の連携の確保
 - ⑤合理的な配慮の提供の確保
 - ⑥市外から訪れる障がい者にも配慮
 - ⑦意思決定が困難な障がい者への支援

第4条（市の責務）

- ・市は、市民等に障がいに対する理解を深めるとともに、障がいを理由とする差別解消、共生社会実現のための施策に取り組む

第5条（市民及び市民活動団体並びに事業者の責務）

- ・基本理念にのっとり、障がいに対する理解を深めるとともに、共生社会実現のために取り組む

第6条（障がい者の役割）

- ・障がい者は、合理的配慮が必要なときは、周囲に伝えるよう努める

第7条（啓発活動）

- ・市は誰もがあんきに暮らせるまちづくりを推進するため、障がいの特性及び社会的障壁の除去の必要性に対する理解を深めるための啓発を行う

第2章 障がいを理由とする差別の解消

第8条（差別の禁止）

- ・障がい者に対する差別の禁止規定

第9条（相談体制の整備）

- ・市は、障がいを理由とする差別に関する相談のための相談体制を整備
- ・相談を受けた場合の対応方法

第10条（協議の場の設置）

- ・市は、障がいを理由とする差別の解消に向けた関係者による協議の場を設置
- ・必要な情報を交換し、関係者相互の連携を図る

第3章 情報の取得及び意思疎通

第11条（手話に対する理解の促進等）

- ・市は、手話が言語であるとの認識の基、手話に対する理解の促進、普及を図る
- ・市民及び市民活動団体並びに事業者は、手話に対する理解を深める

第12条（手話等を学ぶ機会の提供）

- ・市は、市民に手話等を学ぶ機会を提供する

第13条（多様な意思疎通手段の普及等）

- ・市は、多様な意思疎通手段の普及を図るとともに、環境整備に努める

第14条（意思疎通を支援する者の養成）

- ・市は、意思疎通を支援する者の養成する

第15条（障がいの特性に配慮した情報の発信等）

- ・市は、障がいの特性に配慮した情報の発信等を行う

第16条（市民及び市民活動団体の理解等）

- ・市民及び市民活動団体は、多様な意思疎通手段に対する理解を深めるとともに、市の施策に協力する

第17条（事業者の理解等）

- ・事業者は、多様な意思疎通手段に対する理解を深め、利用しやすいサービスを提供するとともに、市の施策に協力する

第4章 誰もがあんきに暮らし続けられるまちづくり

第18条（交流の機会の充実）

- ・市は、交流の機会の充実を図る
- ・市民及び市民活動団体並びに事業者は、交流の機会の充実に努める

第19条（市民等が活動を行うための情報提供等）

- ・市は、市民等が活動を行うための情報提供等を行う

第20条（医療機関の合理的な配慮の提供に対する理解の促進）

- ・市は、医療機関の合理的な配慮の提供に対する理解の促進を啓発する

第21条（保育等の実施）

- ・市は、保育等を受けることができるよう関係機関等と連携して取り組む

第22条（包括的な教育の実施）

- ・市は、包括的な教育を実施するため、障がいの特性に応じた教育の提供に努める

第23条（学校における障がいに対する理解の促進）

- ・市は、学校における障がいに対する理解の促進に取り組む

第24条（生涯を通じた支援）

- ・市は、生涯を通じた支援に取り組む

第25条（雇用の促進及び就労の支援等）

- ・市は、雇用の促進及び就労の支援等に取り組む
- ・事業者は、雇用の機会の拡大と職場環境の整備に取り組む

第26条（障がい福祉サービスの充実）

- ・市は、障がい福祉サービスの充実に取り組む

第27条（バリアフリー化等の促進）

- ・市及び事業者は、バリアフリー化等の促進に取り組む

第28条（移動手段の確保）

- ・市及び事業者は、移動手段の確保に取り組む

第29条（交通安全の確保）

- ・市及び事業者は、交通安全の確保に取り組む

第30条（災害時等の支援）

- ・市は、関係機関及び事業者と連携して災害時等の支援に努める

第31条（地域におけるつながり等）

- ・市民は、地域におけるつながり等に努める

第32条（社会参加の促進）

- ・市は、社会参加の促進に取り組む
- ・市民及び市民活動団体並びに事業者は、社会参加が促進されるよう努める

第5章 雑則

第33条（委任）

- ・規則委任